

## 自動車リサイクル法における不法投棄等対策の検討の方向性（案）

## 1. 不法投棄等対策の自動車リサイクル法における位置づけ

来年1月1日から本格施行される自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）においては、解体自動車等に関して都道府県又は市町村が措置命令により原因者の責任を追及等することを原則としたうえで、生活環境保全上の支障の除去（代執行）を行った場合に、自動車の最終所有者から預託されたりサイクル料金の剰余金の一部を活用してその費用に対する出えん（4号業務）や指定再資源化機関が解体自動車等の引取り・再資源化（5号業務）を行うことが可能な制度となっている。

ただし、不法投棄等がなされている車については自動車リサイクル法の施行前において可能な限り撤去等を行うべきものであること、また、自動車リサイクル法施行後においては、同法等の適正な運用により新たな不法投棄等がなされる車は相当程度抑制されるものと見込まれることにつき留意（参考資料参照）。

上記の自治体への出えん又は引取り・再資源化の主体は、自動車リサイクル法第105条に規定する指定再資源化機関であり、平成15年6月に（財）自動車リサイクル促進センターが国の指定を受けている。

## （注）

- ・自動車リサイクル法は、ASR、エアバッグ類及びフロン類のリサイクル・処理に要するリサイクル料金を、原則として新車販売時（既販車については車検時まで：それ以外は引取業者の引取時）に自動車所有者に負担いただく制度。
- ・剰余金は、中古車を輸出したが還付請求がない場合、廃車ガラ輸出によりASRの処理が不要となった場合等に結果的に発生する。
- ・路上放棄車については、市町村が代執行によらず処理している事案もあることから、（社）日本自動車工業会をはじめとした自動車関係業界で構成する「路上放棄車処理協力会」による市町村への資金協力のシステム（別紙2参照）は存続される。

## 【参考】自動車リサイクル法上の規定

（業務）

## 第106条

指定再資源化機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

（一，二，三略）

四 使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴っ

て生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこと。

五 前号に規定する場合において、廃棄物処理法第19条の7第1項又は19条の8第1項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。  
(以下略)

## 2. 4号業務(自治体への出えん業務)

### (1) 対象物品

都道府県又は市町村が代執行で撤去する使用済自動車等

- ・使用済自動車
- ・解体自動車(廃車ガラ)
- ・特定再資源化等物品・・・フロン類、エアバッグ類、ASR
- ・これらの処理に伴って生じた廃棄物(タイヤ、廃油、廃液等)

代執行まで必要であることから、主に、大量に不法投棄・野積みがなされている場合を想定。路上放棄車を市町村が代執行によらず処理する場合には、路上放棄車処理協力会の活用が想定される。

### (2) 出えん先

都道府県又は市町村

### (3) 出えんの要件

使用済自動車等について、処理基準に適合しない処理(いわゆる野積みや、不法投棄)が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる( )こと(原因者が特定できる場合には、都道府県知事又は市町村長が当該処分を行った者に措置命令を発動していること)

例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・廃油・廃液の漏出により、地下水の汚染のおそれがある
- ・自動車が大量に積まれていて、他者の土地に倒壊するおそれがある
- ・カヤボウフラが発生し、衛生上の問題が生じている

自治体において、以下の事由により、代執行を行うこと。

- ・措置命令を発動している場合には、当該処分を行った者が期限までに措置を講じないとき
- ・当該処分を行った者を確知できないとき(公告が必要)
- ・緊急に除去する必要があるとき

都道府県又は市町村が、以下の未然防止対策を着実に実施していること

- ・生活環境の保全を確保するために明確な目標や計画を立案していること。
- ・引取業者、解体業者等の関連事業者、一般住民への適切な広報・指導を行っていること。
- ・使用済自動車等の不適正処理を防止するための監視活動を実施していること

#### (4) 出えんの対象となる業務範囲

出えんの対象は、原状回復のために直接必要な経費として、以下が想定される。これらに関して、リサイクル料金の剰余金から出えんが可能。

仮設工事費、運搬費、借上料、機械器具修繕費、燃料費等、撤去・運搬するために直接必要な経費

自治体が業者に委託して処理を行う場合、その委託費又は請負費

不適正処理されていたものが使用済自動車の場合は、自動車リサイクル法に基づくリサイクルルートに乗せる（引取業者に引き渡す）必要があるが、リサイクル料金の預託がされていない又は車台番号が削られていて預託が確認不能な場合には、そのリサイクル料金部分

他方、代執行に至るまでの事前調査、処理計画の策定等に要する費用については、出えんの対象とはならない。

#### (5) 出えん実務

上記出えんの対象事業範囲や申請方法等については、(財)自動車リサイクル促進センターがあらかじめ「要綱」を定めることとなる。出えんにあたっては、同センターに設置される資金管理業務諮問委員会及びその下部組織である離島対策等検討会において審査が行われ、個別の出えんの妥当性が審査される。

##### 【注】離島対策等検討会

指定再資源化機関が行う離島対策、不法投棄等対策への協力に関し、剰余金を原資とする資金を透明かつ公正に自治体に出えんすることを確保するため、資金管理業務諮問委員会の下部組織として設置する機関。地方公共団体からの申請に対する審査等の実務を行うことを想定。

都道府県又は市町村からの(財)自動車リサイクル促進センターへの具体的な申請手続き(必要書類、タイミング等)については、都道府県又は市町村における議会との関係、経理・出納の都合等と、センターにおける毎年度の事業計画認可、離島対策等検討会の開催、出えんに必要な証拠書類の必要性等との整合性を図るべくさらに検討が必要。

### 3. 5号業務（引取り・再資源化業務）

#### （1）対象物品

都道府県又は市町村が上記4号業務で撤去する解体自動車等

- ・解体自動車（廃車ガラ）
- ・特定再資源化等物品・・・フロン類、エアバッグ類、ASR

4号業務同様、代執行まで必要であることから、主に、大量に不法投棄・野積み  
がなされている場合が想定されるが、そのうちでも解体自動車ではなく使用済自  
動車にあたるものについては、正規のリサイクルルート（引取業者）に引き渡さ  
れることとなるため、5号業務の対象外。

#### （2）業務内容

四号業務で撤去がなされた解体自動車等について、自治体がセンターに引き取り  
を求めた場合、これをセンターが引き取り、再資源化を行う。

処理施設への運搬、再資源化が業務範囲となり、これらの処理に関してはリサイ  
クル料金の剰余金からセンターに出えんがなされる。

### 4. 不法投棄対策事業のスタート時点について

リサイクル料金の剰余金の発生動向、他の出えん対象となる事業の状況等にもよる  
が、可能であれば17年度中にも事業をスタートさせる方向。

ただし、不法投棄等対策事業にまわすことが可能な剰余金がどの程度になるかは現  
時点では不明であることから、どの程度の事業規模となるかについても未定である点  
に留意が必要。

## 不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車について

### 1. 調査結果

各都道府県・保健所設置市が調査により把握した、不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車の台数は、全国の合計で約16万9千台。(詳細は別紙1のとおり。)

- (内訳 ・不法投棄など違法に処分されている使用済自動車 約4万6千台  
・事業場などに違法に保管されている使用済自動車 約12万3千台)

そのうち、離島(注)分は、約2万1千台。

- (内訳 ・不法投棄など違法に処分されている使用済自動車 約1万4千台  
・事業場などに違法に保管されている使用済自動車 約7千台)

(注) 離島：本土、沖縄本島及びこれらと橋で結ばれている島以外の島。

自動車リサイクル法施行後は、使用済自動車はすべて廃棄物としてみなされること、適用となる廃棄物処理法上の保管基準も変更になることから、「違法な保管状態」の判断も異なることとなる。このため、法施行後は、上記のデータと同じ条件で使用済自動車の不法投棄又は違法な保管状態の状況を比較することはできないことにつき留意が必要。

### 2. 対策

有価物と称し違法な保管状態にある使用済自動車については、自動車リサイクル法完全施行(平成17年1月1日)後は、

すべての使用済自動車が廃棄物とみなされ、有価なものであっても廃棄物処理法による規制等が行われること、

当該使用済自動車の計画的な撤去すら困難と判断された場合は、当該事業者に対する許可を与えないこと、

等を踏まえ、自動車リサイクル法の施行前までに撤去等の措置が必要である旨の周知徹底を引き続き図る。

違法状態の解消は原因者の責任において行われるべきものであるため、地方公共団体においては、今後とも不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車については原因者に原状回復を求めるなどの対策を徹底するとともに、生活環境上影響が懸念される場合は、行政代執行も視野に入れた対応を行うことが必要。

自動車リサイクル法施行後は、

リサイクル料金の預託制度等により使用済自動車が有価で取引されることが期待されるため、不適正な処理が起こりにくいと考えられること、

電子マニフェスト制度により、使用済自動車が一台ずつ車台ごとに、一貫して管理されること、

自動車重量税の還付制度が新たに設けられること、

等により、使用済自動車の不法投棄や違法な保管が抑制されることが見込まれる。

今後とも、関係省庁や各自治体とも十分な連携を図りつつ、不法投棄事案や保管基準違反事案への対応を強化して参りたい。

## 不法投棄・保管基準違反の使用済自動車状況調査結果(平成15年3月)

	廃棄物処理法の違反状態にある台数1)				
		保管基準違反2)	不法投棄等3)		
			うち離島分4)		うち離島分5)
北海道	5215	5042	0	173	0
旭川市	57	0	0	57	0
札幌市	373	0	0	373	0
函館市	10	0	0	10	0
小樽市	37	0	0	37	0
青森県	4928	4923	0	5	0
岩手県	5258	3604	0	1654	0
宮城県	9150	8933	0	217	6
仙台市	1605	1605	0	0	0
秋田県	200	100	0	100	0
秋田市	0	0	0	0	0
山形県	7650	7650	0	0	0
福島県	4850	2948	0	1902	0
郡山市	1897	0	0	1897	0
いわき市	-	-	-	-	-
茨城県	19287	19287	0	0	0
栃木県	9343	8706	0	637	0
宇都宮市	0	0	0	0	0
群馬県	1197	457	0	740	0
埼玉県	1233	765	0	468	0
さいたま市	0	0	0	0	0
千葉県	2534	643	0	1891	0
千葉市	396	290	0	106	0
東京都	306	0	0	306	7
神奈川県	481	233	0	248	0
横浜市	544	0	0	544	0
川崎市	69	10	0	59	0
横須賀市	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0
新潟県	2871	2484	0	387	120
新潟市	250	250	0	0	0
富山県	187	0	0	187	0
富山市	72	0	0	72	0
石川県	400	400	0	0	0
金沢市	4	0	0	4	0
福井県	922	900	0	22	0
山梨県	657	560	0	97	0
長野県	2006	1900	0	106	0
長野市	0	0	0	0	0
岐阜県	73	7	0	66	0
岐阜市	144	0	0	144	0
静岡県	1183	571	0	612	0
静岡市	0	0	0	0	0
浜松市	2	0	0	2	0
愛知県	1673	85	0	1588	0
名古屋市	875	0	0	875	0
豊田市	44	0	0	44	0
豊橋市	350	350	0	0	0
三重県	991	161	0	830	0
滋賀県	-	-	-	-	-
京都府	557	498	0	59	0
京都市	48	0	0	48	0

	廃棄物処理法の違反状態にある台数1)				
		保管基準違反2)		不法投棄等3)	
			うち離島分 4)		うち離島分5)
大阪府	528	70	0	458	0
大阪府	487	0	0	487	0
堺市	-	-	-	-	-
東大阪市	101	0	0	101	0
兵庫県	3963	1532	0	2431	0
神戸市	-	-	-	-	-
姫路市	23	0	0	23	0
尼崎市	213	0	0	213	0
西宮市	53	0	0	53	0
奈良県	710	177	0	533	0
奈良市	42	0	0	42	0
和歌山県	730	650	0	80	0
和歌山市	10	0	0	10	0
鳥取県	604	600	0	4	0
鳥根県	154	0	0	154	78
岡山県	161	10	0	151	0
岡山市	-	-	-	-	-
倉敷市	67	0	0	67	0
広島県	357	256	0	101	0
広島市	30	0	0	30	0
呉市	0	0	0	0	0
福山市	1	0	0	1	0
山口県	659	22	0	637	0
下関市	306	300	0	6	0
徳島県	335	0	0	335	0
香川県	692	109	0	583	31
高松市	2983	2831	0	152	0
愛媛県	5452	4886	0	566	22
松山市	140	70	0	70	0
高知県	3559	2848	0	711	0
高知市	144	0	0	144	0
福岡県	2332	1523	0	809	0
北九州市	465	0	0	465	0
福岡市	225	0	0	225	0
大牟田市	35	0	0	35	0
佐賀県	277	24	0	253	0
長崎県	2992	2815	2358	177	156
長崎市	300	300	0	0	0
佐世保市	300	300	0	0	0
熊本県	4074	1776	0	2298	0
熊本市	-	-	-	-	-
大分県	194	142	0	52	0
大分市	61	0	0	61	0
宮崎県	359	0	0	359	0
宮崎市	66	0	0	66	0
鹿児島県	5833	2226	1255	3607	1270
鹿児島市	180	70	0	110	0
沖縄県	38680	25880	3500	12800	11800
合計	168,806	122,779	7,113	46,027	13,490
(%)	100%	73%	4%	27%	8%

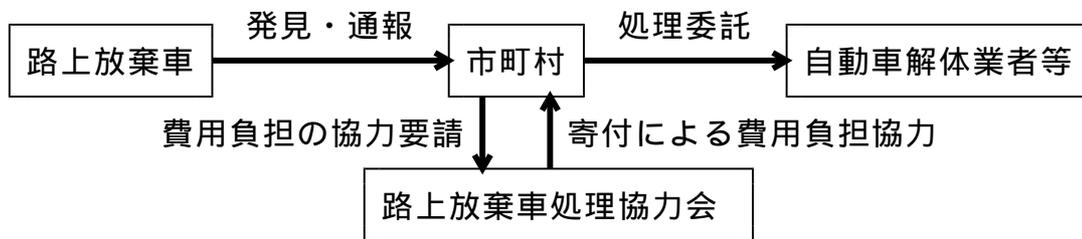
注1: 1) = 2) + 3) であり、4) は 2) の内数、5) は 3) の内数。

## 路上放棄車処理協力会の仕組みについて

## 1 . 概要

路上放棄車を市町村が処理するに際し、路上放棄車処理協力会に協力要請があった場合に、協力会から市町村に対して当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額（ただし、離島等の場合は別途協議）の寄付を行うことによりその処理に協力するもの。平成3年から実施。

今般成立した自動車リサイクル法の施行により、路上放棄車台数は大幅に減少することが期待されるが、今後とも本スキームは存続予定。



構成員：(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会及び日本自動車輸入組合

## 2 . 実績

## 1 ) 経年実績

実績（4輪車）は右表のとおり。

最近の協力台数は約17,000台程度、寄付金は2億1000万円程度で推移。

期間	協力台数(台)	寄付金総額(円)
平成3年	2,154	20,246,148
平成4年	11,982	130,616,605
平成5年	16,445	203,390,090
平成6年	13,031	162,085,631
平成7年	12,085	151,505,736
平成8年	12,869	154,937,131
平成9年	12,796	154,707,843
平成10年	13,829	169,521,672
平成11年	14,257	174,881,317
平成12年	12,732	158,816,832
平成13年	16,507	206,343,536
平成14年	16,901	210,979,945

